

(写)

21 日 獣 発 第 122 号  
平成 21 年 8 月 17 日

環 境 省

自然環境局長 鈴木 正 規 様

社団法人 日本獣医師会  
会 長 山 根 義 久

**今後における動物愛護（福祉）・管理施策の整備・充実に向けて  
（日本獣医師会委員会報告の中間取りまとめ）**

日頃より動物愛護（福祉）・管理対策の推進における獣医師及び動物医療の果たす役割についてご理解いただくとともに、獣医師会活動をご指導・ご支援いただいていることに対し御礼申し上げます。

昭和 48 年に我が国で初めて動物の愛護と福祉及び適正な管理に係る法律として、「動物保護管理法」が制定されて以来、2 度にわたる改正により、人と動物とのよりよい関係づくり、人と動物との共生の進展に向けての仕組み作りが図られてきました。

他方、平成 11 年の改正から 10 年を経過し、我が国の社会において動物愛護管理法の理念は浸透されつつあるものの、特に犬・猫等をはじめとする家庭動物が広く国民生活における伴侶として受け入れられるとともに、動物の社会的役割が浸透する中で動物の愛護（福祉）・管理をめぐる様々な課題も指摘されてきております。

以上のような事情を踏まえ、このたび、本会の事業運営機関である職域総合部会の動物愛護福祉対策検討委員会（委員長：太田光明麻布大学教授）においては、これまでの動物の愛護と福祉・適正な管理に係る施策の現状を評価し、課題の指摘に併せ、その対応の方向について検討を行い、「動物の愛護（福祉）・管理施策の現状と課題（これまでの対応の経過と今後の整備・充実に向けて）」として、別添委員会報告の中間取りまとめを行いました。

今後、報告の最終取りまとめに向け、論議をつくしていきたいと考えておりますが、貴省におかれましては、別添の中間取りまとめの内容にご理解いただき、当面の我が国における動物の愛護（福祉）・管理施策の整備・充実に向けご活用いただくとともに、本会の本件についての検討につきまして引き続きご指導賜りたくよろしくお願い申し上げます。